

新	現行
<p>第2条（職員の定義） この規則で職員とは、第 2 章に定める手続きを経て採用され、法人の業務に従事する者をいい、その種類は次の各号の通りである。</p> <p>(1) 正規指導員とは、所定の労働時間を勤務する原則雇用期間の定めのない指導員をいう。 (2) 非正規指導員とは、1 日、1 週間、或いは 1 ケ月の所定労働時間が正規指導員より短い労働条件で、期間を定めた労働契約により雇用された指導員をいう。尚、各児童クラブにおいて障がい児を保育する場合に補助される加配手当対象非正規指導員も含む。 (3) 代替指導員とは、正規指導員、非正規指導員が休暇をとる場合にかわりに配置するもので、1 日、1 週間、或いは 1 ケ月の労働時間が正規指導員より短い労働条件で、期間を定めた労働契約により雇用された指導員をいう。 (4) アルバイト指導員とは、季節的クラブ開設のときに配置するもので、1 日、1 週間、或いは 1 ケ月の所定労働時間が正規指導員より短い労働条件で、期間を定めた労働条件で雇用された指導員をいう。 (5) 事務局員とは、期間の定めのないまたは、期間を定めた労働契約により雇用された事務局員をいう。</p> <p>2 この規則は同条第 1 号の正規指導員に適用することを原則とする。 3 第1項第2号、第3号、第4号の職員については、別に定める「期間契約指導員就業規則」を適用する。第5号の職員については、別に定める「事務局員就業規則」または「期間契約事務局員就業規則」を適用する。</p>	<p>第2条（職員の定義） この規則で職員とは、第 2 章に定める手続きを経て採用され、法人の業務に従事する者をいい、その種類は次の各号の通りである。</p> <p>(1) 正規指導員とは、所定の労働時間を勤務する原則雇用期間の定めのない指導員をいう。 (2) 非正規指導員とは、1 日、1 週間、或いは 1 ケ月の所定労働時間が正規指導員より短い労働条件で、期間を定めた労働契約により雇用された指導員をいう。尚、各児童クラブにおいて障がい児を保育する場合に補助される加配手当対象非正規指導員も含む。 (3) 代替指導員とは、正規指導員、非正規指導員が休暇をとる場合にかわりに配置するもので、1 日、1 週間、或いは 1 ケ月の労働時間が正規指導員より短い労働条件で、期間を定めた労働契約により雇用された指導員をいう。 (4) アルバイト指導員とは、季節的クラブ開設のときに配置するもので、1 日、1 週間、或いは 1 ケ月の所定労働時間が正規指導員より短い労働条件で、期間を定めた労働条件で雇用された指導員をいう。 (5) 事務局員とは、期間の定めのないまたは、期間を定めた労働契約により雇用された事務局員をいう。</p> <p>2 この規則は同条第 1 号の正規指導員に適用することを原則とする。 3 第1項第2号、第3号、第4号の職員については、別に定める「期間契約指導員就業規則」を適用する。第5号の職員については、別に定める「事務局員就業規則」を適用する。</p>

